



第2章 部門別 施策

第8

米軍基地問題の解決促進と 駐留軍用地跡地の利用促進等

【基地の整理縮小】

在日米軍の再編については、昨年10月に日米安全保障協議委員会で、中間報告が合意されたところであります。

海兵隊の司令部や兵員等の県外移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小については、一定の評価をしております。

しかしながら、沖縄における基地負担の象徴である普天間飛行場の移設については、平成11年に県と名護市が条件付きで代替施設を受け入れ、閣議決定に基づき、国、県、名護市等関係機関で2年間にわたる協議を重ねた上で、基本計画が策定され、地質調査などの作業や環境影響評価法に基づく手続きが進められてきた経緯があります。

これを踏まえれば、今回の新たな合意案については、普天間飛行場の早期返還につながるものとは考えられず、海兵隊の県外移転という県の基本的考え方とも相容れないことから、沖縄県として容認できるものではありません。

県としては、普天間飛行場の危険性除去のため、緊急的措置を含め、早急な対策が講ぜられ、在日米軍再編の最終報告に、県民の目に見える形での負担軽減という基本的な考え方が反映されるよう、全力を尽くします。

返還に向けた作業が進んでいるSAC0合意事案については、円滑、着実な実現に向け、働きかけていきます。

陸軍複合射撃訓練場については、地域住民に危険が及ばないよう、同訓練場の一時使用の中止及び出来る限り早期の移設を引き続き要求します。

那覇港灣施設の移設については、「那覇港灣施設移設に関する協議会」等において、移設に関連した諸措置及

び跡地利用等に関して、引き続き国、地元自治体等との協議、調整を進めます。

【日米地位協定の見直しの実現等】

日米地位協定の抜本的な見直しに向け、政府の取り組みが実現するよう積極的に働きかけていきます。

また、米軍基地から派生する事件・事故の防止や環境問題等の解決促進については、三者連絡協議会等を通じ強く求めます。

米軍航空機の騒音問題に関し、地域住民から要請のあるいわゆる「公平補償」についても、引き続き国に対し、適切な措置を講ずるよう働きかけ、その実現に努めます。

【基地周辺等の環境保全】

米軍基地から派生する環境問題については、航空機騒音や基地排水等の監視・測定を引き続き行い、基地周辺の環境保全と県民の健康の保持に努めます。

【跡地利用の促進】

駐留軍用地跡地の利用の促進については、国や跡地関係市町村と密接に連携・協力し、個々の跡地の特性や課題に応じた取り組みを進めます。

普天間飛行場の跡地利用については、跡地利用の基本方針を踏まえ、国及び宜野湾市と連携を図りつつ、跡地

利用計画の策定に必要な調査等に取り組みます。

また、それ以外の跡地についても早い段階から、関係市町村と連携を図りながら個別跡地ごとの課題を整理し、関係市町村の跡地利用計画策定に必要な調査等の取り組みを促進します。

【旧軍飛行場用地問題の解決促進】

各地主会や関係市町村長の意見も勘案しながら、県・市町村連絡調整会議を中心に要望案の取りまとめに努め、旧軍飛行場用地問題の解決促進に取り組みます。



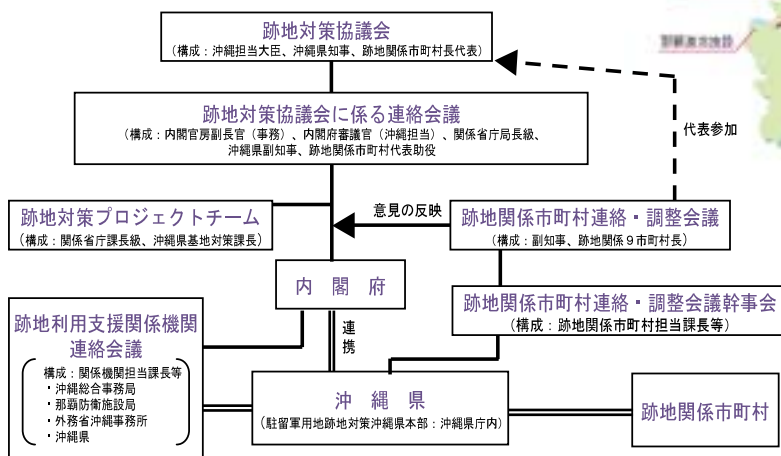
普天間飛行場

米軍基地の概況	
施設数	37(平成16年3月末現在)
施設面積	23,681.2ha(県土面積の約10.4%) うち米軍専用施設 23,312.4ha(全国の約74.7%)
軍人・軍属・家族	45,354人(平成16年9月末現在) うち軍人22,339人、軍属1,503人、家族21,512人
基地関係収入(平成14年度)	軍用地料(米軍基地)766億円(地主数32,714人) 軍雇用者所得540億円(日本人従業員数8,813人) 軍人・軍属の消費支出等523億円

沖縄県の基地の現状



駐留軍用地跡地対策に係る体制



簡素で効率的な行政を構築するため、平成21年度までを期間とする「沖縄県行財政改革プラン」に基づき、事務事業の選択と集中、出先機関の見直し、職員定員の適正管理、給与の適正化及び財政の健全化に取り組みます。

また、合併市町村への財政的支援

等に努めるとともに、合併構想に基づき、引き続き、市町村合併を推進します。

さらに、公社等外郭団体の整理統合等や病院事業の改革を進めるとともに、行政の役割を改めて見直し、民間との協働による取り組みを推進します。

「沖縄県行財政改革プラン」の推進項目体系図

